

骨髄等移植ドナー支援事業

河内長野市では、骨髄または末梢血幹細胞の採取のための通院、入院などに伴う経済的な負担の軽減を図り、ドナー登録及び骨髄等の提供を推進することを目的に、「日本骨髄バンク」を介して骨髄等を提供した骨髄移植ドナーに対して助成をおこないます。

助成対象

助成の対象となるのは次の全てに当てはまる方

- ① 骨髄等の採取が行われた日において河内長野市に住民登録のある方
- ② 「日本骨髄バンク」を介して、骨髄または末梢血幹細胞の提供を完了した方
- ③ 当該骨髄等の提供について、他の市町村などから同様の助成を受けていない方
- ④ 令和6年4月1日以降に骨髄等の採取が行われたものであること

助成内容及び金額

1日2万円
(上限14万円)

※骨髄等の提供のための通院、入院または面談に要した日が対象となります。

問い合わせ先

河内長野市健康推進課
(保健センター)
河内長野市木戸東町2-1
(大阪南医療センター敷地内)
0721-55-0301

申請方法

骨髄等の提供を完了した日の翌日から1年以内に下記の書類を保健センターへご提出ください。

- ① 河内長野市骨髄等移植ドナー支援事業助成金交付申請書兼請求書
- ② 「日本骨髄バンク」が発行する骨髄等の提供をおこなったことを証明する書類(写し可)
- ③ 「日本骨髄バンク」が発行する骨髄等の提供に係る通院等をしたこと及び当該通院等をした日を証明する書類(写し可)

※やむを得ない理由により直接窓口で申請できない場合は、郵送で申請できます。

事前にお問い合わせください。

※申請書は健康推進課(保健センター)窓口に設置しています。

もしくは、市ホームページよりダウンロードできます。